

小児・AYA世代の方へ

がん患者等の妊よう性温存後生殖補助医療 への補助制度のご案内

浜松市では、将来子どもを授かることを望む小児・若年がん患者さん等に対して、妊よう性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等に必要な費用の一部を補助する制度（「市長あて申請」制度）があります。

申請前に下記の【お問い合わせ先】に電話等にてご相談ください。

必要に応じて類似、関連制度である「県知事あて申請」制度（裏面参照）のご案内もさせていただきます。



どんな人が申請できるの？

浜松市に住所がある方で、受精卵などの凍結保存時に43歳未満の方などいくつか条件があります。また、生殖医療を専門とする医師の証明などが必要です。
詳しくは、下記問い合わせ先へお問い合わせください。



補助制度の内容を教えて！

妊よう性温存後生殖補助医療に要する費用を補助する制度です。

- ・凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療
- ・凍結した未授精卵子を用いた生殖補助医療
- ・凍結した卵巢組織を用いた生殖補助医療
- ・凍結した精子を用いた生殖補助医療



どうやって申請するの？

健康医療課へ電話等でご相談いただいた上で、必要な書類をそろえ、申請してください。



【お問い合わせ先】

浜松市健康医療課健康医療グループ（浜松市保健所3階）

住所：〒432-8550 浜松市中央区鴨江二丁目11-2

電話：053-453-6178

メール：ryou@city.hamamatsu.shizuoka.jp



浜松市ホームページ

「県知事あて申請」制度と「浜松市長あて申請」制度について

【申請先確認フロー】

※いずれの制度も、書類の提出先は浜松市（表面の【お問い合わせ先】）です。

1 あなたが妊よう性温存のための治療を受けている医療機関は、どこですか

※令和7年1月30日現在の情報に基づき作成しています。

※静岡県以外の都道府県が指定する指定医療機関で妊よう性温存治療が実施された場合も、補助の対象になります。

浜松市	浜松医科大学医学部付属病院、聖隷浜松病院、アクトワーククリニック
静岡市	倭ⅠVＦクリニック、静岡県立総合病院
沼津市	いながきレディースクリニック

静岡市	静岡赤十字病院、静岡レディースクリニック
沼津市	岩端医院
三島市	三島レディースクリニック
富士市	富士市立中央病院、長谷川産婦人科医院
焼津市	焼津市立総合病院
御殿場市	共立産婦人科医院

②へ

「B 浜松市長あて申請」

2 研究のため、妊よう性温存に係る臨床情報の提供に同意しますか

- 提供の臨床情報は、日本がん・生殖医療学会のデータベースに登録され、有効性・安全性など妊よう性温存を促進するための研究に活用されます。
- 個人情報の取扱いについては、国の要綱により、その保護に十分配慮することとされています。

同意する
「A 県知事あて申請」
※病院での同意書記入済
※アプリ登録済

同意しない
「B 浜松市長あて申請」

対象者	年齢制限 (妻のみ)	助成対象経費	A 県知事あて申請	B 浜松市長あて申請	助成回数 (妻の年齢)
がん患者等※ であった夫婦 のいずれか	43 歳 未満	温存後生殖補助 医療に要した 医療保険適用外 費用	・凍結胚(受精卵)：10 万円 ・凍結未受精卵子：25 万円 ・凍結卵巣組織：30 万円 ・凍結精子：30 万円 ※金額は補助上限額		《40 歳未満》 6回 《40～42 歳》 3回

補助対象経費の実支出額と上記表の額を比較して少ない額が補助額となります。